

【開発行為に関する地位の承継関係】

- 19 開発許可に基づく地位の承継（一般承継）の届出について
- 20 開発許可に基づく地位の承継（特定承継）の承認申請について

19 開発許可又は建築等許可(法第43条第1項)に基づく地位の承継(一般承継)の届出について(法第44条)

開発許可又は建築等許可(法第43条第1項)を受けた方の相続人その他一般承継人に当たる方が、開発許可又は建築等許可(法第43条第1項)に基づく地位について、承継の届出をされる場合に必要な図書は次のとおりです。

提出図書は、正本1部及び写し1部を作成し、申請地を所管する土木事務所の建築住宅課に提出してください。

また、併せて『実務』第11章第1節1を参照ください。

◇ 地位の一般承継届出の必要図書

添付順序	図書の名称	作成に当たっての注意事項	様式
1	地位承継届出書 (一般承継)	・届出者が法人である場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記入	有
2	委任状	・申請及び委任の意思が分かるよう実印を押印 ・委任内容及び申請地の全ての地名地番を明記	有
3	代表者事項証明書及び印鑑証明書又は印鑑登録証明書	・委任状は実印とし、代表者事項証明書及び印鑑証明書(届出者が法人の場合)又は印鑑登録証明書(届出者が個人の場合)を添付	
4	承継の事由を証する図書	・相続等承継の事実が確認できる戸籍抄本又は住民票(履歴事項)、開発を受けた土地の相続登記等 ・届出者が法人である場合は、合併等承継事項が確認できる登記事項証明書等	

・地位の承継(一般承継)の届出には、手数料は不要です。

20 開発許可に基づく地位の承継（特定承継）の承認申請について（法第45条）

開発許可を受けた方から当該開発区域内の土地所有権等の開発行為に関する権原を取得された方が、開発許可に基づく地位の特定承継の承認を申請される場合に必要な図書は次のとおりです。

提出図書は、申請地を所管する土木事務所長により許可を受けたものの場合は正本1部及び写し4部を作成し、それ以外の場合は正本1部及び写し5部を作成し、いずれの場合も所管土木事務所の建築住宅課に提出してください。

また、併せて『実務』第11章第1節2を参照ください。

◇ 地位の特定承継承認の必要図書

添付順序	図書の名称	作成に当たっての注意事項	様式
1	地位承継承認申請書 (特定承継)	<ul style="list-style-type: none">申請者が法人である場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記入手数料は、京都府手数料徴収条例施行規則の定めるところにより納付の上、納付したことがわかるものを添付等すること。	有
2	委任状	<ul style="list-style-type: none">申請及び委任の意思が分かるよう実印を押印委任内容及び申請地の全ての地名地番を明記	有
3	代表者事項証明書及び印鑑証明書又は印鑑登録証明書	<ul style="list-style-type: none">開発許可申請添付書類と同じ	
4	承継の原因を証する書類	<ul style="list-style-type: none">承継についての被承継人と承継人連名の承諾書及び売買契約書の写し	
5	承継人の資力・信用に関する書類	<ul style="list-style-type: none">開発許可申請添付書類の申請者の資力・信用に関する書類と同じ	
6	資金計画書及び資金を示す書類	<ul style="list-style-type: none">開発許可申請添付書類と同じ	有
7	不動産登記法第14条第1項に規定する「地図」又は同条第4項に規定する「地図に準ずる図面」の証明書及びその合成図	<ul style="list-style-type: none">開発許可申請添付書類と同じ	
8	開発区域内（関連区域がある場合は関連区域を含む）の土地、その土地に存する工作物及び隣接地の登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none">開発許可申請添付書類と同じ	
9	開発行為に関する施行同意書	<ul style="list-style-type: none">承継人において改めて施行同意を得ること。開発許可申請添付書類と同じ	有
10	その他知事が必要と認める図書	<ul style="list-style-type: none">誓約書（暴力団非該当）	

・図面には、作成者が記名をしてください。

